

第7章

保險

⑦－1 【概論】

Q 保険に加入していたはずなのですが、災害で保険証券がなくなってしまったけどこの保険会社だったのかわからなくなってしまいました。どうしたよいのでしょうか。

A

一般社団法人生命保険協会、一般社団法人日本損害保険協会では、災害時等に協会加盟会社の保険契約の有無を調査できる制度を設けています。国内の保険会社は加盟していますので、こちらに問い合わせをすることで確認ができると思います。これ以外で考えられる加入先としては、共済（各都道府県、農協等）がありますが、こちらについては心当たりのある先に個別に問い合わせください。

■一般社団法人生命保険協会 「災害時受付専用連絡先（生命保険相談所）」

電話 0120-001-731 受付時間 平日 9時～17時

<https://www.seiho.or.jp/contact/inquiry/missing/>

■一般社団法人日本損害保険協会 「自然災害等損保契約照会センター」

電話 0120-501-331 受付時間 平日 9時 15分～17時

<https://www.sonpo.or.jp/soudan/icrcd.html>

※執筆時のものですので、問合せ時には電話番号等ご確認ください。

⑦－２【生命保険】

⑦－２【生命保険】

Ｑ 地震、津波による死亡、傷害で生命保険金・給付金（入通院給付金・手術給付金を含む）が支給されますか。

A

地震、津波（以下、「地震等」といいます）で死亡、傷害を受けた場合に生命保険金や給付金が支払われるかは契約の内容を確認する必要があります。

主契約に基づく死亡保険金や入院給付金は、地震等が原因であっても、契約に基づき支払われます。

これに対し、災害入院特約や災害割増特約に基づく入院給付金や死亡保険金については、約款には、地震等の自然災害による死亡、傷害の際に免責される場合があると規定されているのが一般的です。したがって、地震等で死亡、傷害を受けた被災者ないし遺族は、災害関係特約に基づく保険金・給付金の支払を受けることができないのが通常です。ただし、災害の規模などによっては、生命保険会社が、特別に、災害関係保険金・給付金の支払に関し、地震等による免責条項を適用することなく、支払事由に該当する全ての保険金等を支払う措置をとることがあり、こうした場合には支払われることになります。

さらに、災害等に対応した簡易迅速な支払処理として、保険会社に申し出るにより、必要書類が足りなくても支払を受けられる場合もあります。

こうした生命保険会社の対応については、加入している保険会社に問い合わせてください。

また、生命保険会社が加盟している一般社団法人生命保険協会のウェブサイトに対応の概要が記載されることもあります。こちらも確認してください。

⑦—3【生命保険：みなし入院等の特別取扱い】

Q 地震等で入院が必要な怪我をしましたが、病院が満杯ですぐに入院することができず、数日たってからようやく入院して治療を受けることができました。この場合、生命保険の入院給付金はいつから入院したものとして支給されますか。

A

現実に入院した日から入院したものとされるのが原則ですが、地震の規模等によっては、契約者からの申出があれば、怪我をした日から入院を開始したものとして入院給付金を支払われることがあります。

また、病院が満床である等の理由により、退院が早まったり、病院ではなく臨時施設等で治療を受けたり自宅療養する等した場合、本来必要な入院期間についての医師の証明書等を提出することで、この期間も入院したものとして入院給付金が支払われることがあります。

具体的手続等詳しくは、加入する生命保険会社に問い合わせてください。

⑦—4【生命保険：保険料の免除・猶予】

Q 地震等に関して、生命保険の保険料支払の免除、猶予制度がありますか。

A

地震等の際に、生命保険会社が、災害救助法適用地域の契約者について、申出を受けて保険料の払込みを猶予する期間を延長する措置や、保険金・給付

⑦ー5【生命保険：受取人死亡時の取扱い】

金、契約者貸付金を簡易迅速に支払う措置を行うことがあります。

こうした生命保険会社の対応については、加入している保険会社に問い合わせてください（生命保険会社が加盟している一般社団法人生命保険協会のウェブサイトに対応の概要が記載されることもありますのであわせて確認してください）。

また、生命保険には、主契約で責任開始以後に、被保険者が不慮の事故で重大な身体障害の状態に該当した場合それ以降の保険料を免除する「保険料払込免除制度」があります。さらに、特約で生命保険料払込免除特約が付されるものもあります。三大疾病、障害状態、要介護状態になった場合、保険料払込が免除されるとするものが多いようです。これら保険料払込免除の適用を受けるには、診断書等が必要になります。

⑦ー5【生命保険：受取人死亡時の取扱い】

Q ①生命保険金の受取人が地震等で死亡したときは保険金は誰が取得しますか。②地震等で被保険者より先に受取人が死亡したときは、保険金は誰が取得しますか。③地震等で受取人と受取人の法定相続人が同時に死亡したときは保険金はだれが取得しますか。

A

生命保険金は、被保険者が死亡したとき、生命保険契約締結時に契約者が指定した「受取人」に支払がなされます。被保険者が死亡する前に、「受取人」が死亡すれば、保険契約者は新たな受取人を指定することができます。

①この場合、契約者は地震等で死亡した受取人にかえて、別の人を新たな受取人として指定することができます。

②この受取人が被保険者より先に死亡したときですが、受取人が死亡したのに保険契約者が新たな受取人を指定しない間に、被保険者が死亡したときは、受取人と指定された者の相続人全員が保険金を受け取ります（保険法 46 条）。

同条は、「保険金受取人が保険事故の発生前に死亡したときは、その相続人の全員が保険金受取人となる」と規定しているからです。

ただし、保険法 46 条は任意規定と解されるので、加入する保険で受取人の死亡の際の定めがされていれば、それに従うことになります。保険会社によっては、受取人に違いがあるようですので約款の確認が必要です。

受取人の相続人が複数の場合、受け取る割合は相続分によるか平等割合によるかについて、最判平成 5・9・7 民集 47 卷 7 号 4740 頁は、改正前商法 676 条 2 項（現在削除）の解釈で平等割合によるべきとしています。ただし、これも約款によって別の定めがされる可能性がありますので、保険約款での確認が必要となります。

③この場合、死亡した受取人の法定相続人は受取人にならないと解されることに注意が必要です。

最判平成 21・6・2 裁時 1484 号 1 頁は、保険契約者兼被保険者（事案では夫）と受取人（事案では妻）が、同時に死亡したときは、改正前商法 676 条 2 項（現在削除。要旨：保険契約者が保険金受取人を指定する権利を行使しないで死亡したときは、指定保険金受取人の相続人が保険受取人となる）の規定を類推適用すべきであるところ、法定相続人は民法の規定によって確定されるべきものであって、指定受取人の死亡時点で生存していなかった者（夫）は、法定相続人になる余地はないとしています（民法 882 条）。その結果、保険契約者兼被保険者（夫）は受取人の権利を取得する余地がなく、夫の相続人（事案では夫の弟）も権利を取得せず、受取人の生存している相続人（事案では妻の兄）のみが権利を取得するとしています。この裁判例は改正前商法 676 条 2 項に関するものですが、保険法 46 条でも同様の結論になることが予想されます。

⑦ー6【火災保険】

⑦ー6【火災保険】

Q 地震等による家の火災、損傷で火災保険が支払われますか。

A

地震等によって建物が焼失、損傷した場合、通常の火災保険では免責となり、保険金は支払われません。

ただし、地震や津波を原因とする火災により家屋が「半焼」又は家財道具が「全焼」した場合には、保険金額の5%（1事故1敷地300万円限度）が「地震火災費用保険金」として支払われます。この地震火災費用保険金の対象は、火災以外の建物の倒壊等を含みません。

火災保険は、①地震、噴火、津波による損害、②地震、噴火、津波による火災の延焼又は損害の拡大、③発生原因を問わず地震、噴火、津波による延焼又は損害の拡大、について免責とされています。阪神・淡路大震災の後に地震免責の有効性、火災の原因の立証責任、契約時の説明義務違反等を争点とする多数の裁判がありました。多数の裁判例で、地震免責は有効とされるものの、火災の原因の立証責任は保険会社が負うとされ、他方で、契約時の説明義務違反による慰謝料請求権の発生は否定されています（神戸地判平成14・9・3裁判所ウェブサイト（平成9年（ワ）第1211号）等。最判平成15・12・9民集57巻11号1887頁等は地震免責について説明義務違反による慰謝料請求否定）。

このように地震等で火災保険は支払われませんが、地震火災費用保険金が支払われますので、保険約款を確認してください。

なお、損害保険（地震保険、火災保険、自動車保険、自賠責保険、傷害保険等）に関する相談窓口については、一般社団法人日本損害保険協会のウェブサイトを確認するなどしてください。

⑦ー7【地震保険の保険金】

Q 地震保険で支払われる保険金の内容について教えてください。

A

地震保険とは、火災保険に地震保険が付保されていれば、地震、噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象（建物又は家財）が一部損以上の損害を被った場合に保険金が支払われるものです。

保険の対象は、居住用住宅と家財に限られています。居住用住宅は、住居のみに使用される建物と併用住宅が対象で、工場・事務所専用建物など住居として使用されない建物は対象となりません。また、家財のうち、貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董等で1個30万円を超えるもの、自動車等は除外されます。

地震保険は、建物（門、塀、垣又は物置、車庫その他の付属建物を含みます）に最高5000万円、家財道具に最高1000万円まで、かつ、火災保険の付保金額の30%ないし50%内で付保することができます。

例えば、建物に6000万円の火災保険が付保されている場合、1800万円ないし3000万円の範囲で、かつ上限が5000万円ですから、3000万円まで地震保険が付けられることになります。ただし、保険会社によっては、地震危険等上乗せ補償特約として、地震保険の保険金と同額が上乗せして支払われる特約を付けている場合があるため、約款と契約内容の確認が必要です。なお、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に起こった損害は、地震保険の対象とならないとされることがあります。

支払われる保険金の金額は、以下のとおりです。

全損：建物の地震保険金額の100%（ただし時価額が限度）

大半損：建物の60%（ただし時価額の60%が限度）

小半損：建物の30%（ただし時価額の30%が限度）

一部損：建物の5%（ただし時価額の5%が限度）

⑦ー7【地震保険の保険金】

また、それぞれの定義は以下のとおりです。なお、これらの区分は罹災証明書における家屋被害の区分（⑧ー6【罹災証明書とは】参照）や応急危険度判定における応急危険度の区分（⑧ー7【罹災証明書と応急危険度判定】参照）とは異なります。

全損：建物の主要構造部の損害の額が、建物時価の50%以上になった場合、又は消失流失した部分の床面積がその建物の延焼面積の70%以上になった場合

大半損：建物主要構造部の損害額が、建物時価の40%以上50%未満になった場合、又は消失あるいは流失した部分の床面積が、建物の床面積の50%以上70%未満になった場合

小半損：建物主要構造部の損害額が、建物時価の20%以上40%未満になった場合、又は消失あるいは流失した部分の床面積が、建物の床面積の20%以上50%未満になった場合

一部損：建物の主要構造部の損害が、建物時価の3%以上20%未満になった場合、又は全損・大半損・小半損に至らない建物が床上浸水もしくは地盤面から45cmを超える浸水になった場合

地震保険についての詳細は、加入している保険会社にお問い合わせください。また、一般社団法人日本損害保険協会ウェブサイトにも概要が掲載されていますので、こちらも随時確認してください。

なお、損害の外観は日々変わりうるものですので（取り壊してしまう、浸水が引いていく）、身の安全が図れる範囲で行うことが大前提となりますが、建物の写真・映像を残しておけるとよりよいでしょう。

⑦－8【地震保険と損壊状況の調査】

Q 地震等で家が壊れて入れない状態ですが、地震保険金は支払われますか。

A

地震保険金は、地震によって建物の損壊状況を調査して、全損、大半損、小半損、一部損の区別に応じて保険金額が支払われますので、原則として、保険会社の調査係による建物の調査が必要となります。いずれにしても保険会社への確認と交渉・協議が必要かと思われます。

なお、損害の外観は日々変わりうるものですので（取り壊してしまう、浸水が引いていく）、身の安全が図れる範囲で行うことが大前提となりますが、建物の写真・映像を残しておけるとよりよいでしょう。

⑦－9【地震保険と質権】

Q 地震保険金の支払要件を充たせば、火災保険に住宅ローンを被担保債権とする質権が設定されていても地震保険金を受け取ることができますか。

A

通常の火災保険に質権が設定されていても、地震保険には質権が設定されていないケースが多いようです。地震保険に質権が設定されていなければ地震保険金を受け取ることができます。ただし、地震保険金をローン債権者たる金融機関の口座で受け取り、そのお金をローンの返済以外に使いたい場合は、ローン債務につき期限の利益を喪失して金融機関が相殺する前にそのお金を引き出

⑦-10 【傷害保険】

しておく必要があります。

保険会社から、地震保険金はローン債権者たる金融機関に支払う旨の連絡があった場合は、地震保険金に質権設定がされているか否かを、保険証券コピー等で確認するか、保険会社又は金融機関等に十分に確認してください。地震保険にも質権設定されている可能性のある住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）のローンの場合には、質権設定の有無を同機構の問い合わせ先に問い合わせる等してください。

また、地震保険に質権が設定されている場合でも、地震保険金を復旧費用に使うことが認められるケースもあるようですので、必要性を訴えて金融機関等と協議してください。

なお、住宅金融支援機構のローンについては、震災対応として、金利引下げ、返済期間延長、補修のための新しい融資等の制度が新設されることがありますので、必要に応じて同機構に確認してください。

自然災害債務整理ガイドラインの適用が必要な場合もありますので、こちらもあわせて検討してください（詳細は④-36 以下参照）。

⑦-10 【傷害保険】

Q 地震等による傷害で傷害保険が支払われますか。

A

傷害保険は、急激かつ偶然の外来の事故によって傷害を負った場合に保険金（死亡、後遺障害、入院、手術、通院）が支払われます。補償内容は、各傷害保険によって異なります。傷害保険も他の損害保険と同様に、地震、津波による傷害について免責とされるのが一般的です。したがって、地震や津波で傷害を負って治療が必要となっても傷害保険金は支払われません。しかし、例えば「天災危険補償特約」など地震等による傷害でも補償する特約を付したときは

補償対象となりますので、傷害保険の内容の確認が必要です。

⑦-11 【自動車保険】

Q 地震、噴火、これらによる津波などの災害によって事故が起き、怪我をさせたり、怪我をしたり、自動車が壊れたりした場合、自動車保険は支払われますか。

A

一般的な自動車保険（任意保険）では、①地震、噴火、これらによる津波（対人・対物賠償、無保険車傷害では、さらに台風、洪水、高潮が加わります）、②①に随伴して生じた事故によって拡大、③①に伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故は、免責とされています。したがって、①～③の事由による損害に対して、自動車保険金は支払われません。発生した損害がこれら事由によるものかどうかの判断は⑦-12【自動車保険の免責の範囲】を参照してください。

なお、保険会社によっては、自動車保険の車両保険や搭乗者保険などの定額型傷害保険の一部について、地震や地震に伴う津波による損害も保険金支払の対象とする特約を付けられることはありますので、そのような特約に加入していないか確認してみてください。

⑦-12【自動車保険の免責の範囲】

Q 地震、噴火、これらによる津波伴う事故については、自動車保険はどこまで免責となるのでしょうか。

A

⑦-11【自動車保険】で回答したとおり、①地震、噴火、これらによる津波（対人・対物賠償、無保険車傷害では、さらに台風、洪水、高潮が加わります）、②①に「随伴して」生じた事故、③①に「伴う秩序の混乱」に基づいて生じた事故は、免責とされており、これら①～③の事由「による」損害かどうかの問題になります。

例えば、地震のため自動車の運転操作が不可能になって発生した事故や、停止中の車両が噴火によって吹き飛ばされてきた石に当たった事故、津波で車が流された事故、噴火による火砕流から逃げる途中での衝突事故などは、上記①～③に該当すると考えられます。

これに対して、例えば、災害発生後、相当程度時間が経過してからの、運転者の不注意を主な原因とする事故（例えば、道路上の地震や噴火で落ちていた石を見落としたためにハンドルをとられて発生した事故のような場合）は、もはや①～③に該当するとはいい難いと考えられます。ただし、上記、①～③の事由による損害か否かの判断は、事故が発生した現場や災害の種類ごとに、発生からの経過時間や事故の原因・状況等により、同種の事故でも判断が異なる可能性があります。

このように、大震災後の自動車事故には、免責の問題について個別の検討が必要となる微妙なものも多いと考えられます。

⑦－13【自賠責保険と地震、噴火、津波による事故】

Q 自賠責保険も、地震、噴火、津波による事故は免責とされるのですか。

A

任意保険が免責とされた場合であっても、自賠責保険について直ちに支払われないわけではありません。

任意保険のように地震や津波の免責に関する条項とは異なり、自賠責保険は、重複契約による免責（自動車損害賠償保障法82条の3）の場合を除き、保険契約者又は被保険者の悪意によって生じた損害のみ、免責の対象としています（同法14条）。

ただ、①地震、噴火、これらによる津波などの災害「による」損害の場合は、支払要件である自動車損害賠償保障法3条の「運行によって」（運行起因性）がないと判断されることが多く、自賠責保険も支払われないことが多いと考えられます。しかし、②①に「に随伴し」生じた事故、③①に「伴う秩序の混乱」に基づいて生じた事故として免責とされた場合には、自賠責保険金が支払われる場合もあると考えられます（これら随伴損害については⑦－12【自動車保険の免責の範囲】を参照してください）。

⑦-15【自動車保険の解約の当否】

⑦-14【全損後の自動車保険料の支払義務】

Q 自動車が地震、噴火、津波などの災害で、全損あるいは使用不能になってしまいました。任意保険の自動車保険料を分割で支払っていたのですが、その後も支払わなくてはなりませんか。

A

火災保険の場合には建物が滅失すると火災保険契約は失効しますが、自動車保険の場合、には、自動車が全損あるいは使用不能になっても、自動的に失効したり、解約とはなりません。

したがって、契約を解約しなければ、分割払いの保険料を支払わなくてはならないのが原則です。

もっとも、過去の例によれば、大災害時には、一定の期間、保険料の支払が猶予されることがあります。こうした特例措置については、加入している保険会社に問い合わせてください。

自動車保険を解約するときは⑦-15【自動車保険の解約の当否】を参照してください。

⑦-15【自動車保険の解約の当否】

Q 自動車が地震、噴火、津波などの災害で、全損あるいは使用不能になってしまいました。自動車保険はすぐに解約してもいいですか。

A

自動車が全損あるいは使用不能になったとしても、⑦-14【全損後の自動車

保険料の支払義務】のとおり、自動的に解約にはなりませんので、自ら手続きする必要があります。また、解約しても、中断証明書を保険会社から取り付けておけば、保険契約を継続しなくても、現在の保険等級を最大10年間引き続けることになっています。

一方、友人等から自動車を一時的に借りるような場合には、借りた車に自動車保険が付いていないことや、年齢条件付、家族限定等により自身に自動車保険が適用されないこともありえます。その際に事故を起こすと、任意保険金が支払われず、多額の賠償責任を負うことになってしまいます。この場合、自身の保険を解約していなければ、ご自分の自動車保険に自動的に付帯されている他車運転危険担保特約を使用することも可能です。そのため、直ちに保険を解約するのではなく、他人の車を一時的に使用する可能性があるか確認してから解約手续をするべきです。

⑦-16【自動車保険：他人の自動車を借りて運転する場合】

Q 自動車が地震、噴火、津波などの災害で、全損あるいは使用不能になってしまいました。このため、友人等からしばらくの間車を借りて運転する場合に、自動車保険で気をつけることはありますか。

A

年齢条件や家族限定等により他人が運転中の事故の場合には保険金支払対象外となっている場合がありますので、まず、借りている車の自動車保険（自賠責保険、任意保険）を確認する必要があります。

保険金支払対象外の場合には、自分の車の自動車保険に自動付帯している他車運転危険担保特約を使うことが考えられますが、一時的以上に長期間借りる場合には、「常用自動車」（常用している自動車）となり、他車運転危険担保特約の対象外となる可能性が高くなります。

⑦ー16【自動車保険：他人の自動車を借りて運転する場合】

長期間借りることが明らかであれば、その車を譲り受けてしまい、車両入替
手続をすることも検討する余地があります。

また、借りている車の保険の年齢条件を変更したり家族限定をはずして他人
が運転している時の事故でも保険金が支払われるように契約内容を変えること
も可能です。